

新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が著しく減少した市営住宅入居者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が著しく減少した市営住宅入居者の方は、以下の手続きにより、家賃を減額できる場合があります。

1 収入再認定

昨年と比較し世帯収入が著しく減少し、収入再認定の結果、収入分位が変更された場合には家賃額を減額します。

2 家賃減免

世帯収入が市の定める基準以下となった場合に、2割から5割の範囲で家賃額を減免します。

詳細については、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

佐伯市営住宅管理センター	0972-22-3133
佐伯市役所建築住宅課住宅係	0972-22-3550